

京丹波町議会

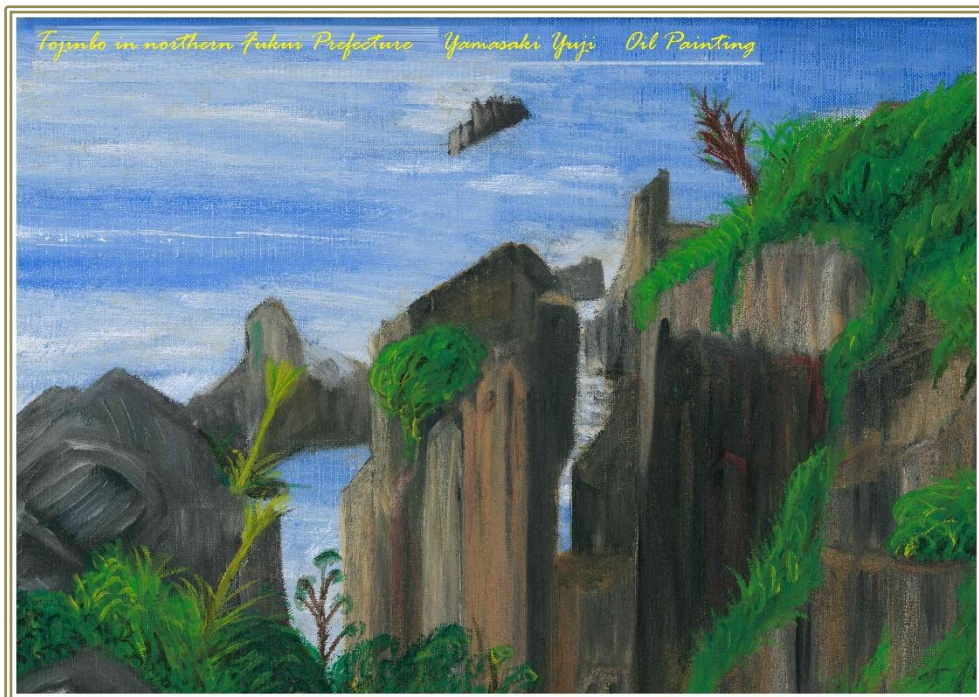
教育福祉常任委員会 行政視察研修レポート

京丹波町議会 申し合わせ事項 第6章 議員研修に関すること 第2 各常任委員会の研修 (2) にもとづき、行政視察研修レポートを提出します。

▼日にち：2024年10月9日（水）～10月10日（木）

（令和6年）

▼場所：滋賀県愛荘町・福井県永平寺町



京丹波町議会議員

山崎 裕二

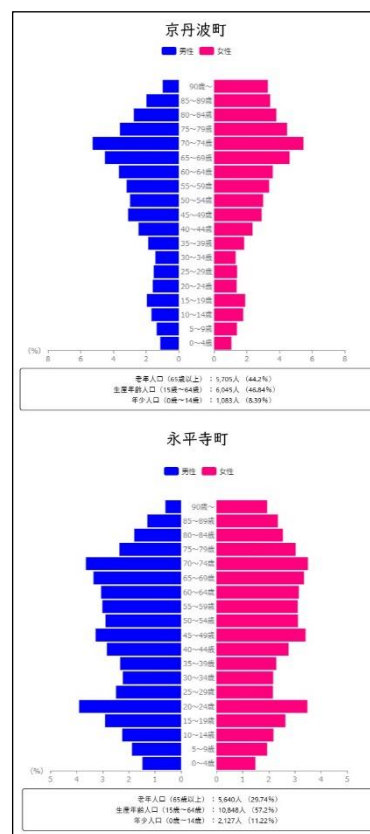
永平寺町における給食費無償化の取り組みについて

【目次】

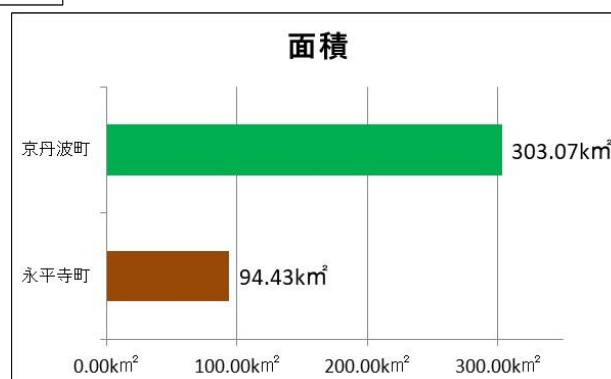
1. 京丹波町と永平寺町の概況
2. 京丹波町と永平寺町の給食について
3. 永平寺町における給食費無償化事業
4. 京丹波町における学校給食費無償化（期間限定）事業
5. 結びにかえて

1. 京丹波町と永平寺町の概況

2021年（令和2年）国勢調査人口は、京丹波町が1万2905人（対5年前比10.70%減）、福井県永平寺町が1万8965人（対5年前比4.62%減）で、京丹波町のおよそ1.47倍の人口規模となっています。さらに、同年の永平寺町における人口ピラミッド¹では、20～24歳に、明確なボリュームゾーンがあり、65歳以上の老年人口も、京丹波町が44.20%に対して、永平寺町は29.74%と、人口構成にも、かなりの違いが看取できます。



また、面積は、京丹波町が303.07k m²に対して、永平寺町が94.43k m²で、京丹波町のおよそ3分の1です。



¹ RESAS 地域経済分析システムより

なお、永平寺町は、2006年（平成18年）2月13日、松岡町、永平寺町、上志比村の2町1村が合併し、発足しました。福井県北部の嶺北地方にあり、同町のみで吉田郡を構成しています。北西は坂井市、北東は勝山市、南は福井市に接する内陸の町で、九頭竜川の上流側から上志比地区（旧上志比村）、永平寺地区、下流側に松岡地区（旧松岡町）が位置しています。

2. 京丹波町と永平寺町の給食について

京丹波町では、町立の丹波学校給食センター、瑞穂学校給食センターおよび和知学校給食センターにおいて、町内5小学校児童（昨年5月1日現在児童数：441人）、3中学校生徒（同 生徒数：238人）ほか、教職員を含む800人超の学校給食 調理等業務の各一括処理を行っています。

学校給食費の額は、小学校児童が1食あたり単価260円（年額4万8000円）、中学校生徒が1食あたり単価270円（年額5万400円）で、当該年額を12期に分割し、納付します。

昨年度決算においては、賄材料費5328万6927円に対して、学校給食費（過年度分を含む）として収入した額は3928万7159円であり、地方創生臨時交付金、府の子どもの教育のための総合交付金やふるさと応援寄附金などを充当し、食材費が高騰・高止まりするなか、**味夢くんランチ**など、地元食材や町内の工場などにつくられた食品を使った食のまちとしての理念や食育にも配慮した質の高い給食を提供してきました。



食品名		分量（g）
牛乳		1本
ごはん		75
京丹波ほーくの甘辛炒め		50
玉ねぎと油揚げのみそ汁		0.1
水無月		0.01
＜味夢くんランチ＞		
牛乳		1本
精白米		75
京丹波ほーく		50
塩		0.1
こしょう		0.01
たまねぎ		40
小松菜		20
キャベツ		30
にんじん		20
上白糖		0.5
濃口しょうゆ		3
みりん		3
酒		1.5
たまねぎ		30
油揚げ		7
はだしめじ		8
青ねぎ		5
中辛みそ		9
煮干し		3
削り節		1
水		130
水無月		1個



教育委員会として、学校給食への強い思い入れが色濃く現れている歳入歳出決算であると評価でき、**決算委員会の答弁**においてもまた、

府の総合交付金事業を活用し、町ならではの学校給食創造事業に取り組んでいます。これは、食のまち 京丹波のよさを生かした学校給食を目指していること、食を通じた学び、いわゆる食育を実感できる取り組みであることが着目され、府の重点ワーク事業として採択されたものです。現在も、地元食材を積極的に取り入れ、安心安全な町ならではの学校給食の提供、福島県双葉町や十文字学園女子大学との食文化を通じた交流、地元企業との京丹波町産食材を使った学校給食用加工品の共同開発など、食を通じた学びを積極的に推進し、地域の歴史や文化、人々の暮らしへの理解を深めながら、郷土愛や誇りの育成に取り組んでいる

といった総括・とりまとめが語られました。

他方、永平寺町では、自校方式の 8 給食施設および 1 給食センターにおいて、町内 6 小学校児童（5 月 1 日現在児童数：784 人）、3 中学校生徒（同 生徒数：471 人）ほか、教職員を含む 1500 人超の学校給食 調理等業務の各一括処理を行っています。

おいしいふくい学校給食

テーマ	半夏生にちなんだ献立		
MENU		<ul style="list-style-type: none">・麦入りゆかりごはん・焼き鯖・上志比にんにく入り肉じゃが・すいか	
POINT	<p>今年の半夏生は7月1日です。福井県では疲労回復や体力をつけるため、半夏生の日にはまるごと焼いた鯖を一人一本食べる風習があります。今日は暑い夏を乗り切るために、鯖やゆかり、すいか、そして上志比地区の特産品である、「上志比にんにく」をいただきました。</p>		

福井県学校栄養士研究会

(出所) <https://291gk.or.jp/eiyoushi/wp-content/uploads/2024/07/2024.7.2.jpg>

後述のように、学校給食費（賄材料費）は無償となっており、負担はないものの、一昨年度から、1食あたり単価は、小学校児童で 262 円から 275 円へ、中学校生徒で 313 円から 329 円へと、およそ 5%の値上げ²、昨年度からは、さらに 305 円、365 円へと、約 11%の再値上げとなっています。


なお、福井県栄養教諭等研究会のホームページにおいて、**おいしいふくい**の


² 中日新聞 2022 年 4 月 26 日より <https://www.chunichi.co.jp/article/459687>

学校給食と冠し、県内各地の学校給食を毎日、紹介した給食カレンダーなど、充実した情報発信が展開されています。

給食のテーマ、メニュー画像やポイントなど、県域全体での学校給食に対する姿勢が強く感じられ、興味を惹かれました。

おいしいふくい为学校給食

テーマ	ふるさと給食	
MENU		麦ごはん かりかり大豆 ほうれんそうのおひたし 左玄の訓え汁
POINT	今日のはふるさと給食です。大麦や大豆、ほうれん草など福井県産の食材をたっぷり使いました。かりかり大豆は甘辛い味付けで、とても人気があるメニューです。左玄の訓え汁に入っている人参、大根、さつまいもは皮ごと使い、ごま油で香ばしく炒めました。	



福井県学校栄養士研究会

(出所) <https://291gk.or.jp/eiyoushi/wp-content/uploads/2024/04/2024.04.19.jpg>

3. 永平寺町における給食費無償化事業

永平寺町では、2013年度（平成25年度）から、給食費無償化事業を開始しています。

永平寺町に住民票がある児童生徒の給食費無償化を実施

▶▶助成を受けられる方

- ・永平寺町に住民登録のある方
- ・子どもが町外の小学校・中学校に在籍している方（義務教育学校、特別支援学校などを含む）
※対象：学校教育法 第2条の規定により設置されている学校


+

- ・町内の学校に通っている児童生徒
給食無償化を実施
(現物支給：給食費の徴収を行わない)

※アレルギーなどで食べられない食品があり、代替の食品などを持参している場合は助成を行う

▶▶▶助成額

- ・町内学校の給食単価×喫食数を上限に、実際に給食費として負担した額を助成
- ・特別支援教育就学奨励費等の支給があった場合は、給食費として負担した額から奨励費等の支給額を差し引いた額が対象



▼学校教育法

第2条 学校は、国（国立大学法人法 第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法 第68条第1項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第127条において同じ。）及び私立学校法 第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

▼永平寺町学校給食費無償化事業要綱 [抜粋]

（目的）

第1条 この告示は、町民のうち学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第2条の規定により設置する小学校又は中学校に在籍する学齢児童又は学齢生徒（以下「児童等」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が負担する学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）を町が負担することにより、児童等の保護者の経済的負担を軽減し、もって町における教育環境の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 町は、次の各号のいずれかに該当する児童等の保護者を対象者として学校給食費を負担する。

(1) 永平寺町学校設置条例（平成18年永平寺町条例第72号）第1条の規定により町が設置する小学校又は中学校に在籍し、かつ、町内に住所を有する児童等

(2) 前号に掲げる児童等以外のもので、法第2条の規定により設置した小学校又は中学校（特別支援学校の小学部又は中学部を含む。）に在籍し、かつ、町内に住所を有する児童等

(3) その他町長が対象者とすることが特に適当と認めた児童等

（町が負担する額）

第3条 この告示により町が負担する学校給食費の額は、児童等の給食を提供するために要した食材等の費用と児童等の年間総食数に小学校においては305円を、中学校においては365円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

（負担の方法）

第4条 学校給食費の負担の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号に該当する児童等の保護者（第3号に該当する者を除く。） 町の一般会計で負担し、当該保護者から学校給食費は徴収しない。

(2) 第2条第1号に該当する児童等の保護者のうち、アレルギー対応食を持参する児童等の保護者 町が別に定める予算の範囲内で学校給食費を助成金として交付する。

(3) 第2条第2号に該当する児童等の保護者 保護者が負担した学校給食費等のうち、前条の規定により算出した学校給食費を助成金として当該保護者に交付する。

4. 京丹波町における学校給食費無償化（期間限定）事業

昨年度の一般会計 補正予算（第6号）において、小・中学校教育振興一般事業〔小・中学校保護者負担軽減援助費〕として、計560万円追加の提案があり、可決しました。

物価高騰に直面する保護者世帯の負担増をふまえ、臨時的・限定的な支援措置として、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）を活用し、本年1月分から3月分までの学校給食費の2/3（8000円もしくは8400円）を支援すること「**学校給食費を2か月限定で無償化すること**」により、児童・生徒に係る学用品等の保護者負担の軽減を図る内容でした。

本事業では、町内の学校に通っていることが要件であり、何らかの理由で、お弁当を持参している児童・生徒の保護者（学校給食費の負担なし）はもちろんのこと、町内の学校に通っており、すでに児童・生徒扶助事業〔要保護・準要保護就学援助費、特別支援教育就学奨励費〕により、学校給食の現物支給などを受けている児童・生徒の保護者であっても、**対象**としたのに対し、町に住民登録があっても、町外の学校、例えば、特別支援学校（府の特別支援教育就学奨励費の制度あり）や園部高校附属中学校（町就学援助の受給対象、ただし、お弁当）、私立中学校などに通う児童・生徒の保護者は**対象外**としました。

▼昨年12月19日（火）

令和5年第4回京丹波町議会定例会（第4号）会議録より

○教育長

なぜ町内の小中学校に在籍する児童生徒、その保護者を対象とするか。実は、同じような考え方で他の市町でも、例えば近隣の市でも同じように保護者の負担軽減ということで、給食費に着目し、給食費の負担軽減の措置をこの7月から取っておられる市がございます。

その市の状況も見えますと、同様にその市に在籍する小中学生の保護者としている。これは給食費や教材費に着目をして、したがって、町内に在籍する児童生徒の保護者の負担軽減と、こういう形で今回は町内に在籍すると、ここに一定の線を引いたのはそういう考え方で、お隣の市と後で確認して同じ考え方だったなというふうに思っております。

5. 結びにかえて

永平寺町の学校給食費無償化事業を視察研修し、児童等の保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的としているにもかかわらず、町における対象者は、町内の学校に通って

いるか否かが要件となっており、制度設計に瑕疵があった点は甘受せざるを得ないと改めて斟酌しています。

ちなみに、昨年度から支給の始まった町すこやか子育て支援金は、町内に住民登録があれば、町外の学校に通っている（通っていた）場合も対象としており、そういった意味合いからも、きわめて歪かつ特異な運用であったと凝視しています。

1990年（平成2年）のいわゆる1.57ショックを契機に、日本政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることの認識を強め、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策を開始しました。

しかしながら、多少の増減はあるものの、34年が経過した今も、少子化は解決しておらず、昨年の合計特殊出生率は1.20、出生数（人口動態統計 確定値）は72万7277人と、過去最少の更新をつづけています。

少子化に歯止めがかからない現状もふまえ、国の将来に係る最重要課題として、教育費負担のあり方などに関しても、従来の発想に捉われない法改正も含めた抜本的な議論を重ねる必要があると思料します。

今回の視察研修を通じ、学校給食を含めた教育費負担のあり方など、国全体で法改正も含め、従来の発想に捉われない議論を行い、子育て家庭への総合的な施策を推し進めていかなければならないと重ね重ね痛感しました。

町民のみなさん一人一人に寄り添って、公共政策の決定者、執行機関の監視者、政策などの提案者、町民のみなさんの意見の集約者としての議会議員の4つの役割を果たしていけるよう、つづけていきます。

▼学校給食法

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法 第16条に規定する保護者の負担とする。

▼学校教育法

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

【参考1】 都道府県別学校給食費平均月額（公立小・中学校）

都道府県別学校給食費平均月額（公立小・中学校）

2023年（令和5年）5月1日現在

【小学校】			【中学校】		
		平均月額			平均月額
1	滋賀県	3933円		京丹波町	4200円
	京丹波町	4000円	1	滋賀県	4493円
2	沖縄県	4179円	2	沖縄県	4634円
3	長崎県	4296円	3	奈良県	4824円
4	兵庫県	4306円	4	愛媛県	4863円
5	熊本県	4320円	5	香川県	4896円
6	岩手県	4357円	6	兵庫県	4897円
7	愛媛県	4380円	7	三重県	4917円
8	奈良県	4385円	8	岩手県	4950円
9	大阪府	4400円	9	大分県	4962円
10	埼玉県	4430円	10	京都府	5006円
11	群馬県	4433円	11	熊本県	5008円
12	三重県	4441円	12	神奈川県	5052円
13	愛知県	4457円	13	長崎県	5054円
14	佐賀県	4507円	14	和歌山県	5069円
15	香川県	4510円	15	茨城県	5241円
16	京都府	4516円	16	大阪府	5251円
17	大分県	4519円	17	愛知県	5252円
18	神奈川県	4531円	18	佐賀県	5273円
19	栃木県	4532円	19	埼玉県	5277円
20	宮崎県	4537円	20	高知県	5277円
21	和歌山県	4552円	21	宮崎県	5287円
22	福岡県	4573円	22	群馬県	5290円
23	鹿児島県	4631円	23	栃木県	5308円
24	千葉県	4681円		平均	5367円
25	福井県	4685円	24	福井県	5379円
	平均	4688円	25	山口県	5408円
26	静岡県	4688円	26	福岡県	5412円
27	北海道	4700円	27	広島県	5414円
28	岐阜県	4754円	28	鹿児島県	5427円
29	茨城県	4766円	29	青森県	5437円
30	高知県	4767円	30	北海道	5470円
31	広島県	4776円	31	岐阜県	5501円
32	山口県	4787円	32	千葉県	5520円
33	宮城県	4817円	33	宮城県	5547円
34	青森県	4831円	34	静岡県	5587円
35	島根県	4834円	35	山形県	5633円
36	石川県	4861円	36	島根県	5637円
37	東京都	4862円	37	石川県	5711円
38	鳥取県	4985円	38	鳥取県	5736円
39	山形県	5004円	39	徳島県	5761円
40	山梨県	5108円	40	東京都	5794円
41	秋田県	5143円	41	秋田県	5809円
42	岡山県	5155円	42	福島県	5824円
43	長野県	5250円	43	山梨県	5827円
44	徳島県	5256円	44	岡山県	5864円
45	新潟県	5265円	45	長野県	6063円
46	富山県	5311円	46	新潟県	6148円
47	福島県	5314円	47	富山県	6282円

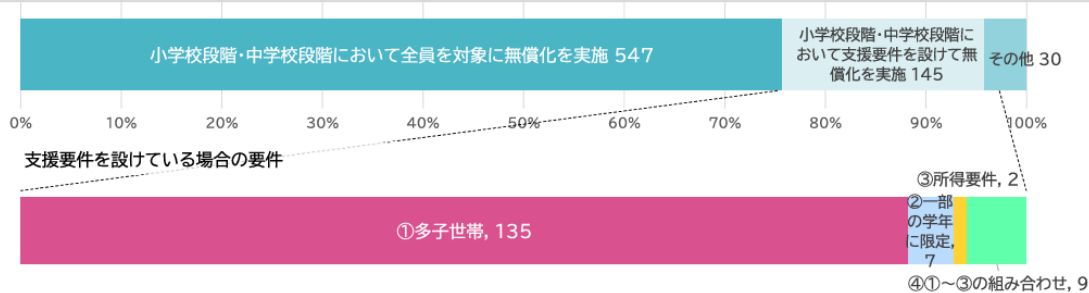
※ 2023年度（令和5年度）学校給食実施状況調査より作成

【参考2】文部科学省「学校給食に関する実態調査の結果について」

自治体独自の学校給食費無償化の実施状況

- 1,794自治体中、775自治体において何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施している(予定を含む)。 ※ ※令和5年9月1日時点での意向であり、実際には無償化を実施した自治体数とは必ずしも一致しない。
- 令和5年9月1日時点で無償化を実施している722自治体のうち、547自治体で小中学生の全員を対象にし、145自治体で小中学校段階で支援要件を設けている。支援要件がある場合、多子世帯を要件にしている場合が多い。
- 財源は、自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)が最も多く、次いで地方創生臨時交付金を活用している自治体が多い。

無償化の実施状況 (令和5年9月1日時点で、無償化を実施している722自治体を対象)



無償化の財源(複数回答有)

	自治体数	自治体数	
①自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他(交付金、基金、地方債等)	86

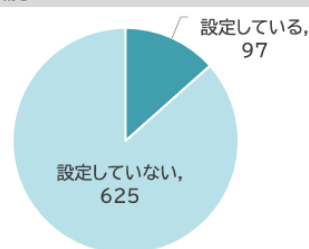
自治体独自の学校給食費無償化の効果分析の状況

- 無償化の実施に至った経緯及び政策目的としては、「保護者の経済的負担の軽減、子育て支援」といった、現在児童生徒がいる家庭への支援が最も多く、次いで少子化対策(将来の子どもの増加を期待した支援)が挙げられている。一方、「食育の推進」など、教育の質の向上に直結する目的掲げる自治体は少ない。
- 一方、これらの目標に関し、成果目標を設定している自治体は97(無償化実施自治体の13.4%)にとどまる。
- また、成果検証・評価を実施する自治体は、「実施済」「実施予定有」を合計しても、119(無償化実施自治体の16.5%)である。

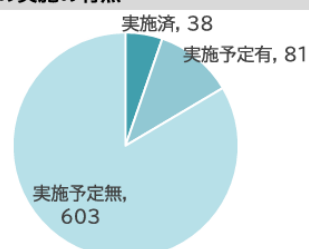
無償化の実施に至った経緯(複数回答有)、政策目的の例

	自治体数
保護者の経済的負担の軽減、子育て支援(児童・生徒がいる家庭の支援)	652
少子化対策(子供の増加を期待した支援)	66
定住・転入の促進、地域創生(人口の増加を期待した支援)	37
自治体の施策の一環	30
食育の推進	22
保護者からの要望	8
その他(他市町村の動向にあわせて実施、地方創生臨時交付金が活用できたため等)	37

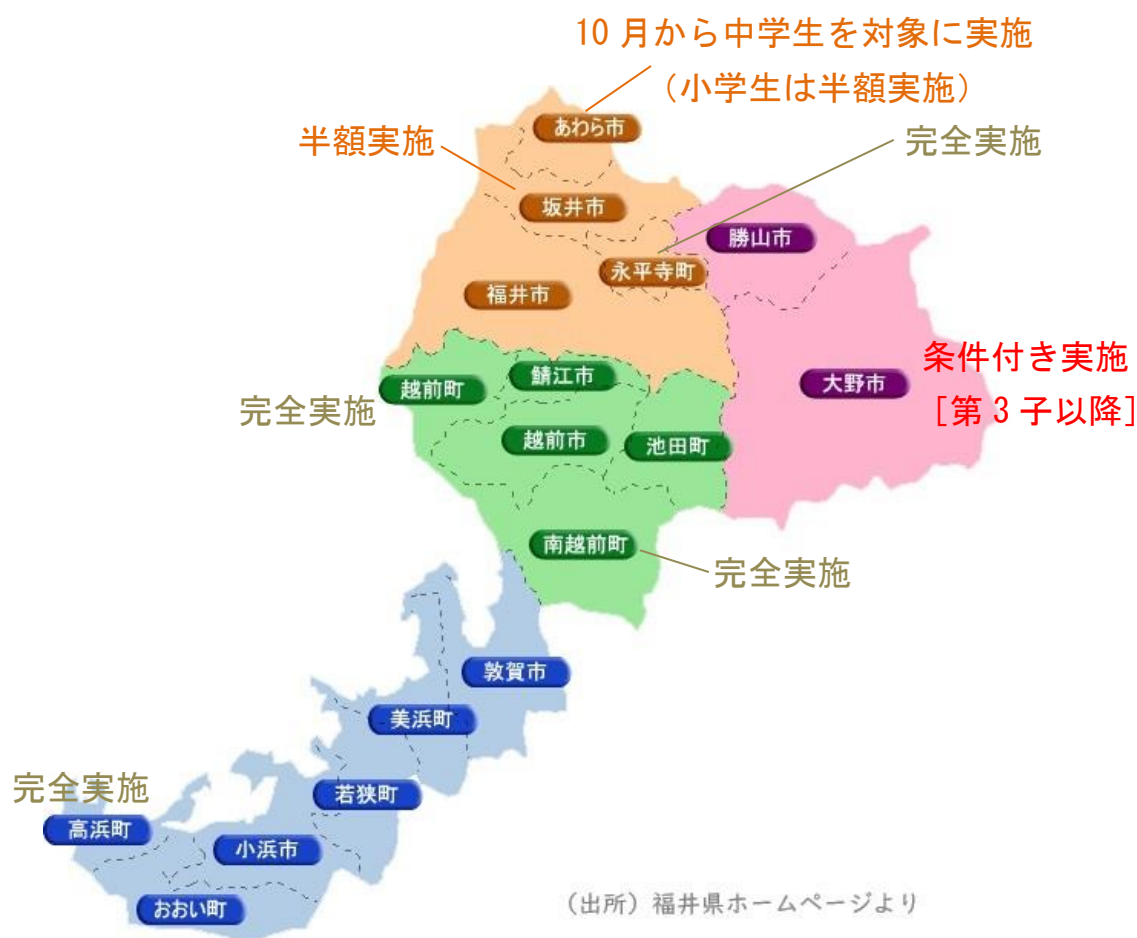
成果目標の設定状況



成果の検証・評価の実施の有無



【参考3】給食費無償化事業を実施している福井県内の市町



※ 各市町のホームページなどを確認し、地図に落とし込み

[補遺]

なんらかのかたちで給食費無償化事業を実施している福井県内の他の3市3町においても、市内・市外あるいは町内・町外の学校（学校教育法第2条の規定により設置されている学校）に通っているかの如何を問わず、市・町に住民登録のある方を対象としています。

special thanks

▼6月10日（月）

令和6年第3回永平寺町町議会定例会（8日目）会議録より

今年の2月に議会でちょっと視察へ行かせてもらった先で、**京都の京丹波町**に行かせていただいたのですが、ふるさと納税の担当の職員さんで、30代の職員さんだったのですが、話の内容もさることながら、何より目が輝いていたなという印象が残っています。目は口ほどにものを言うという言葉があるように、情のこもった目つきは、口で話す以上に強く相手の心を捉えるものです。よほど情熱を持って仕事に取り組んでいるのだろうなと感心させられました。

【謝辞】

行政視察研修をやり多いものにするために、サポートいただきました滋賀県愛荘町、福井県永平寺町および議長、議会事務局 職員その他すべてのみなさんに感謝しています。ありがとうございました。